

## イベント開催制限の緩和に伴う利用料金の取扱いについて

新日本造機ホールでは、令和2年9月15日に広島県の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための対処方針」が改正され、収容率の上限が100%まで引き上げられたことを受け、新型コロナウイルス感染拡大防止策によるホール利用料金について、令和2年10月1日以降は以下のとおりとします。

### 【新日本造機ホールの利用料金について】

適用開始日:令和2年10月1日から

申請日	施設使用日	収容率	使用料金
令和2年 10月1日以降	令和2年 10月1日以降		収容率に関係なく呉市の条例に規定する料金
令和2年 9月30日以前	令和2年 12月31日まで	50%までとした場合	利用料金の減額措置を適用
		50%を超え100%までの場合	収容率に関係なく呉市の条例に規定する料金
令和2年 9月30日以前	令和3年 1月1日以降	50%までとした場合	収容率に関係なく呉市の条例に規定する料金
		50%を超え100%までの場合	

※ホール以外の施設（楽屋、その他の施設）は申請日、使用日、減収容率等に関係なく規定料金となります。

#### 【お問合せ】

新日本造機ホール（呉市民ホール）

TEL0823-25-0306

受付時間 8:30~19:00